

奈良労働局発表
平成20年12月15日(月)

担 当	奈良労働局 職業安定部職業安定課
	職業安定課長 大谷繁一 職業安定課長補佐 本田豊明 電話 0742-32-0208

現下の雇用情勢を踏まえた取組みについて

世界的な金融危機の影響等により、全国的に雇用失業情勢は下降局面にあるところであり、今後、派遣労働者の非正規労働者等を中心に大量離職の発生や新規学卒者の採用内定取消しも懸念されるところです。

奈良県においても、10月の有効求人倍率が0.71倍と低水準で推移し、また、非正規労働者等の雇止めが発生するなど、雇用失業情勢は一段と厳しさが増しているところです。

そのため、奈良労働局においては、非正規労働者等の雇用の維持・確保を図るとともに、離職者の生活安定のための早期対策を実現するため、奈良労働局に奈良労働局長を本部長とする「緊急雇用対策本部」を設置し、次の取組みを実施することとしたところです。

奈良労働局緊急雇用対策本部設置要綱

(平成 20 年 12 月 15 日設置)

1 目的

世界的な金融危機の影響等により、全国的に雇用失業情勢は下降局面にあるところであり、今後、派遣労働者の非正規労働者等を中心に大量離職の発生や新規学卒者の採用内定取消しも懸念されるところである。

奈良県においても、10月の有効求人倍率が0.71倍と低水準で推移し、また、非正規労働者等の雇止めが発生するなど、雇用失業情勢は一段と厳しさが増しているところである。

そのため、奈良労働局において、非正規労働者等の雇用の維持・確保を図るとともに、離職者の生活安定のための早期対策を実現するため、奈良労働局に奈良労働局長を本部長とする「緊急雇用対策本部」(以下「本部」という。)を設置する。

2 構成

本部は、労働局長を本部長とし、次の者より構成する。

- ・ 職業安定部長
- ・ 職業安定部職業安定課長
- ・ 職業安定部職業対策課長
- ・ 労働基準部監督課長
- ・ 総務部企画室長
- ・ 奈良県雇用労政課長
- ・ 産業雇用安定センター奈良事務所
- ・ その他再就職支援に必要な者

3 業務

本部

- ① 広報、周知
- ② 関係機関との連携
- ③ 雇用調整等に係る情報の集約
- ④ 各公共職業安定所及び労働基準監督署への雇用対策等指示

公共職業安定所

- ① 管内企業からの雇用調整及び新規学卒者の採用内定取消し等に係る情報収集
- ② 雇用調整や雇止めを行おうとする企業に対する労働者の雇用維持に関する指導・要請
- ③ 離職者の早期再就職支援の実施
- ④ 採用内定を取消された学生等への就職支援の実施
- ⑤ 雇用保険の手続きに関する適切な対応
- ⑥ 住宅確保等に係る相談・支援

労働基準監督署

- ① 大型倒産、大量整理解雇等の情報収集
- ② 不適切な解雇、雇止め予防等のための啓発指導
- ③ 雇止めに関する事業主指導

4 会議

対策本部の会議は、労働局長が必要に応じて召集する。

5 事務局

奈良労働局職業安定部職業安定課におく。

具体的な取組事項

1 情報収集と関係機関の迅速な対応

大型倒産、大量整理解雇等の情報を把握した場合は、緊急雇用対策本部（以下「本部」という。）構成委員は、本部事務局（職業安定課）に速やかに連絡する。

本部事務局は、定期的に情報を整理し、構成委員あて通知するものとする。

なお、早急な対応が必要な事案については、その都度通知し、関係機関が連携を図りながら、迅速な対応を図る。

2 関係機関の取組事項

(1) 職業安定行政関係

- ① 非正規労働者等に係る雇用調整及び新規学卒者の採用内定取消しに係る情報収集
 - ・ 派遣労働者、期間工等の非正規労働者等に係る離職者の発生や、時期、規模等及び新規学卒者の採用内定取消し等の状況について情報収集を行う。
- ② 雇用調整を行おうとする企業に対する指導・要請
 - ・ 雇用対策法に基づく再就職援助計画、大量雇用変動届、職業安定法施行規則に基づく採用内定取消しに係る通知等が適切に提出されるよう指導を行う。
 - ・ 雇用調整の回避、並びに、再就職の支援を事業主自ら行うよう要請を行う。
 - ・ 労働者派遣契約の解除について、派遣元事業主及び派遣先双方に対して、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針及び派遣先が講ずべき措置に関する指針に基づき指導を行う。
 - ・ 近畿ブロックとして、日本人材派遣業協会（関西地域協議会）あてに、各労働局長の連名による派遣契約解除等に係る事業主（派遣元事業所）指導を要請する。
- ③ 非正規労働者等に対する支援
 - ・ 奈良公共職業安定所及び大和高田公共職業安定所に安定就職コーナーを設置する。
 - ・ 住居喪失者に対する支援として、雇用促進住宅の活用、住宅貸付制度の活用を図る。
- ④ 採用内定の取消しを行おうとする事業主への指導及び採用内定を取消された学生等への就職支援の実施
 - ・ 採用内定取消しの通知を受けた大学生等からの相談に対応するため、ハローワーク奈良に特別相談窓口を設置する。（平成 20 年 12 月 1 日）
 - ・ 採用内定取消しを行った事業主に対して、その回避等を指導するほか、学生等

の意向を十分に踏まえ、学校と緊密な連携を図りつつ、求人情報の提供、職業紹介の支援を実施する。

⑤ 障害者に対する支援

- ・ 解雇者を把握した場合には、障害者解雇届の提出指導を行う
- ・ 離職した障害者には、求人開拓、職業指導等により早期再就職を支援していく。

⑥ 高齢者に対する支援

- ・ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく多数離職の届出及び求職活動支援書の周知、啓発を実施する。
- ・ 多数離職届が提出された場合には、求人開拓に努め、再就職を支援していく。

⑦ 外国人に対する支援

- ・ 雇用対策法に基づく外国人雇用状況届が適切に提出されるよう指導を行う。
- ・ 外国人指針に基づき事業主に対して指導を徹底する。

⑧ 離職者の早期再就職支援の実施

- ・ 非正規労働者であった者等が就業の機会を求めて求職者として来所した場合、それぞれの態様に応じて、当該求職者のニーズに応じてきめ細かな就職支援を実施する。さらに、必要に応じて個別の求人開拓を実施する。
- ・ 住居を必要とする求職者に対しては、社員寮付きの求人や住み込み可能求人の情報提供、職業相談及び職業紹介を行うとともに、求職者のニーズに応じ、求人担当部門と連携の上、求人開拓に努める。

⑨ 雇用保険手続き

- ・ 離職を余儀なくされた方々の雇用保険の手続きに関し、迅速に対応する。

⑩ 各種助成金制度の広報

- ・ 雇用の維持、雇用の促進のための各種助成金制度について、一部拡充が図られたところであり、本省作成のパンフレット「事業主の皆様へ」等を活用して広く周知を図っていく。

(2) 企画室関係

① 労働条件特別相談窓口の設置、表示し、解雇・雇止めについての相談等を行う。

- ・ 企画室設置

奈良労働局総合労働相談コーナー

- ・ 監督署設置

奈良、葛城、桜井労働基準監督署内に設置した総合労働相談コーナー、

大淀労働基準監督署

- ② 相談者から寄せられた大量整理解雇の情報収集
- ③ ホームページへ各種対策を掲載し、周知を行う。

(3) 労働基準関係

- ① 大型倒産、大量整理解雇等の情報収集を行う。
- ② 不適切な解雇、雇止め予防等のための啓発指導
「厳しい経済情勢下での労務管理のポイント」等パンフレットの活用も図る。
- ③ 雇止めに関する事業主指導
「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」を遵守するよう指導する。
派遣労働者についても、労働基準部と安定部の連携による事業主指導を行う。

(4) 産業雇用安定センター奈良事務所

- ① 失業なき労働移動の実現を図るため、人材の受入又は送出を希望する企業への出向・移籍・転籍についての相談、人材情報の収集及び提供、あっせんを実現する。
- ② 職業安定機関等との密接な連携協力のもと、人材派遣会社又は期間従業員の契約先企業から送出依頼された場合は、原則として雇用保険に加入している派遣労働者・期間従業員で常用雇用を希望する者に対する支援を実施する。
- ③ ②に係る在籍労働者が直接来所した場合は、在籍中に限り支援を実施する。

(5) 奈良県商工労働部雇用労政課

対策本部構成委員に、奈良県商工労働部雇用労政課長に参画いただき、大量整理解雇等の情報を共有し、奈良労働局と奈良県が連携し、雇用の安定、再就職の促進及び生活対策等の確な対応を実施する。